

参加者の有無を確認する公募手続に係る
参加意思確認書の提出を求める公示

令和5年10月12日

北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所長 堀内 崇志

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

出水により大規模な地形変化を伴う阿賀野川河口部の砂州については、近年砂州形状が大きく変化し、経験的な維持管理が適用できない現状にあり、治水上の河口砂州の特性を把握したうえで、対策や管理を行うための管理基準を設定する必要がある。そのため、本業務では、阿賀野川河口部を対象に、非静水圧準三次元解析法【GBVC法又はQ3-FEBS法】（以下、「Q3-FEBS等」という。）を用いて、洪水流の水面形の時間変化に基づいた準三次元非定常流・河床変動解析モデルの構築を行い、今後の整備計画・維持管理計画に係る課題の抽出を行うものである。

本業務の実施にあたっては、洪水流による阿賀野川河口部砂州の地形変化を正確に表現する必要があるため、Q3-FEBS法等を用いた準三次元解析法が必要不可欠である。このことから、本業務の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、応募者がいない場合若しくは下記4応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、下記4応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人と当該応募者に対して、企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2 業務概要

（1）業務名 令和5年度阿賀野川河口部流出特性研究業務

（2）業務内容

- ・阿賀野川河口砂州掘削管理手法の検討 1式
- ・報告書作成 1式

（3）履行期間 契約締結の翌日から令和6年3月28日

3 業務目的

本業務は、阿賀野川河口砂州の洪水時及び冬季風浪による大規模な地形変化をもたらす土砂動態特性を把握するため、再現性の高い洪水流・河床変動解析モデル及び河口砂州形成解析モデルを構築することにより、水理特性上の観点から阿賀野川河口部における河川管理上の諸課題に対する措置を提案することを目的とするものである。

4 応募要件

参加意思確認書を提出できる者は、以下の要件を満たしていること。

(1) 基本的要件

- ①予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ②令和 4・5・6 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の A、B、C 又は D 等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③上記②の有資格者が「会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。
 - ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）
 - イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類の写し
 - ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届
- ④会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（上記書類を提出している者を除く。）
- ⑤参加意思確認書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ⑥参加意思確認書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（説明書参照）
- ⑦警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑧説明書の交付を直接受けた者であること。

(2) 技術力に関する要件

- ①河道計画に関する高度な専門知識を有していること。
- ②業務の実施に関して、適切に行うために必要な河川工学等の幅広い知見を有していること。
- ③Q3D-FEBS 法等を用いた非静水圧準三次元解析法の構築に際して専門的な知識や構築手法を有していること。
- ④Q3D-FEBS 法等を用いた非静水圧準三次元解析法に河床変動解析手法を組み込むために必要な専門的な知識を有していること。

(3) 業務執行体制に関する要件

- ①河川に関する高度な専門知識を有するとともに、業務実施に際して幅広い知見を有する技術者を配置できること。
- ②適切な技術判断やマネジメントが可能な技術者を配置できること。
- ③Q3D-FEBS 法等を用いた非静水圧準三次元解析法について高度な専門的な知識や確実なモデル構築技術を有する技術者を配置できること。

(4) 業務実績に関する要件

Q3D-FEBS 法等に関する業務の実績を有していること。（自主研究含む）

5 手続等

(1) 担当課

〒956-0032 新潟県新潟市秋葉区南町14-28

国土交通省 北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所

総務課 専門職

電話 0250-22-2211（内線 210） F A X 0250-24-3005

(2) 説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

交付期間：令和5年10月12日（木）から令和5年11月1日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から16時00分までに、電話又は F A Xにより申し込むこと。ただし、F A Xによる場合は、着信確認を行うこと。

交付場所：上記 5（1）に同じ

交付方法：交付期間内に必着で、切手を添付した返信用封筒及びC D等を同封し、5（1）へ郵送すること。C D等に複製したものを折り返し郵送する。（窓口交付は行わない。）

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和5年11月1日（水）17時00分

提出場所：5（1）の交付場所に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）するものとする。電送又は電子メールによる提出は受け付けない。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

5（1）の交付場所に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出要請する際の提出予定期限

令和5年11月28日（火）17時00分

(4) 北陸地方整備局における役務の提供等に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合であっても、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出の時にいて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。